

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（517）

2. 日 時：令和5年5月16日 13時30分～14時55分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他12名

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ（担当課長）※、他12名

※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第34条 緊急時対策所（DB34 r. 8. 0）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第34条 緊急時対策所（DB4-9 r. 8. 0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第34条 緊急時対策所）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第34条 緊急時対策所
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（SAT118 r. 8. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2. 18 緊急時対策所【61条】（SA61 r. 8. 0）
- （7）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 61条（SA61H r. 8. 0）
- （8）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能

- 力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時  
対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r. 8. 0)
- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等  
対処設備)比較表 2.18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r.  
8. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故  
等対処設備)補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r. 8.  
0)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.18 緊  
急時対策所の居住性等に関する手順等)
- (12) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第61条 緊急時対  
策所)
- (13) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術  
的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- (14) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第61  
条 緊急時対策所

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁オオツカです。それでは北海道電力泊発電所、3号炉の設置変更許可申請の、緊急時対策所関係、
0:00:10	に係るヒアリングを開始します。それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:23	はい。北海道電力の高橋です。本日は緊急時対策所に関してご説明をさせていただきたいと思います。
0:00:33	3月の30日に審査会合をはしてございますけれども、その時コメントとしては残りませんでしたけれども、緊対センター、
0:00:44	の扱いについて
0:00:48	規制、まとめ資料に記載するようというところがありましたので、そういった話ですとか、
0:00:55	緊急時対策所のヒアリングの中で、指揮所待機所に関する書き分けこちらについて、ヒアリング時に事実確認していただいている。
0:01:06	といったようなところのコメント回答を中心にご説明させていただきたいと思います。
0:01:13	本日BS続けてですね、コメント回答の方させていただきたいというふうに思っております。それでは説明トダテの方からさせていただきます。
0:01:29	北海道電力のトダテでございます。それではまず、トリビー34条のヒアリングのコメント回答の方から差し上げさせていただきたいというふうに思います。
0:01:39	資料1-3の泊発電所3号炉ヒアリングコメント回答リスト、34条をお願いいたします。
0:01:50	週1の3の3分の2ページ目からになります。
0:01:57	まず、ナンバー7として公明党でございますけれども、
0:02:02	緊急時対策所式場音待機所の記載分けについて、方針を柏崎さんを参照したことについて、
0:02:10	まとめ資料の比較表においても、参照した箇所を明示することということで、コメントをちょうだいしてございました。
0:02:17	これにつきましては、比較表の方には参照した柏崎さんの構文を記載して、比較するように修正するとともにですね、
0:02:29	書き分けの方針について、比較表の冒頭でございます。取りまとめた資料の方に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	改めて整理記載をさせていただきますして比較をするという修正を行ってございます。
0:02:44	比較表資料の1-2、34条の比較表をお願いいたします。
0:02:55	こちらの34条取りまとめた資料6ページというところになりますけれども、
0:03:02	このページに、2-3として、緊急時対策所の記載に関わる数字ということで柏崎さん。
0:03:09	田崎六、七号炉と泊3号炉の記載の分け方について、大きく三つに分けて整理をしてございます。
0:03:19	①として、柏崎さんと同様に書き分けをしないと。
0:03:23	いうものと、②番につきましては、
0:03:27	柏崎さんは書き分けてないんですが設備の相違等で、当社の場合掛ける、
0:03:33	いうパターン、あと③として、柏崎さんの方が書き分けておって、
0:03:39	当社泊3号についても、書き分けをすると。
0:03:42	いう大きな三つの
0:03:45	法人で整理をしまして比較表の方に反映をさせていただいてございます。
0:03:54	こちらの件については以上でございます。
0:03:58	続きまして、
0:03:59	ヒアリングのコメント回答リストのほうに戻らせていただきますけれども、
0:04:05	ナンバー8番のコメントでございます。
0:04:08	大井と女川は、緊急時対策所をどこに設置する、下の記載があるが、泊にはそのような記載がないので、そのようなことがわかるように、記載を充実し説明すること。
0:04:21	ということで、ご指摘をちょうだいしてございました。
0:04:24	これにつきましては、
0:04:26	泊の緊急時対策所の設置場所ということとあと、
0:04:31	建物が独立していると、ということについて、わかるように記載を見直しまして、緊急時対策所指揮所及び待機所から構成され、それぞれ独立した建屋として敷地高さ39メートル。
0:04:46	TP39メートルに設置する設計とすると。
0:04:49	いうように、修正をさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:56	続きまして、ナンバー9のコメントをに移らせていただきます。
0:05:02	ナンバー9につきましては、縮小の空調はや淘汰液晶の空調はや、これを総称して、空調バイヤーとするのか整理して説明することというコメントをちょうだいしておりました。
0:05:15	これにつきましては当社、この二つ総称して、空調上屋というふうに
0:05:21	呼ぶという方針で整理し、してございますので、そのことがわかるように、資料の方に反映をさせていただきました。
0:05:35	続きましてナンバー10、になります。
0:05:38	緊急時対策所指揮所の必要な要員について、具体的に記載説明することと、いうことをご指摘をいただいております。
0:05:48	これについては従前の記載ですと、必要ないよ。ただ必要な要員ということしか書いてございませんで、その具体的な中身について、
0:05:58	わかるように記載を修正してございます。必要な指示を行う要員を使用するための緊急時対策所指揮所、それから現場作業を行う要員を主収容するための
0:06:10	緊急時対策所、対象をそれぞれ設置するという記載に見直しをしてございます。
0:06:19	続きましてNo.11の回答でございます。
0:06:24	ご指摘内容は無てんでん無停電運転フォントをについて、
0:06:30	指揮所にしかないのであれば設置場所として緊急時対策所指揮しよう。
0:06:34	明記する必要があるか、検討の上で記載適正化することということでご指摘をいただいております。
0:06:42	こちらにつきましては無停電運転保安灯等につきましては指揮所を、
0:06:48	設置場所が縮小のみということでございますので、これを明確にするという方針で、緊急時対策所指揮所に設置するという枕言葉を、文章中に追加をして、
0:07:00	修正わかるように修正をさせていただきました。
0:07:07	続きまして、3分の3ページの方に移らせていただきます。
0:07:15	ナンバー12でございます。女川緊急時対策所以外も加圧するの記載について、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:24	対策除外に該当する箇所を追記して層理を充実することというご指摘をいただいております。
0:07:31	これにつきましては、比較表の方を
0:07:36	ご覧いただきたいというふうに思います。
0:07:39	仕様1-2の、
0:07:43	質問、34-17ページをお願いいたします。
0:08:00	土佐さん14-17ページの女川さんの欄の一番下のパラグラフになりますここで赤字で等というのが高くなって層位ということで出しておりますけれども
0:08:15	この遅い理由について、前回、
0:08:19	の資料では、緊急時対策所以外も加圧するというので、記載しておりましたがこれについてコメントをいただいたものです。
0:08:28	で、今回
0:08:30	修正いたしました内容としては、大仲さんについては必要な設備を、緊急時対策所、緊急時対策所等対策室ですか、SPDS室等、
0:08:42	空調機械室というのが
0:08:44	加圧エリアに大仲さん入ってございますので、
0:08:47	この井出岡正圧化するというのと、あと泊の状況につきましても、追求してございまして、泊の場合は、
0:08:56	必要な杉井については、緊急時対策所指揮所と待機所をに配備しておりますので、これらのエリアを正圧化するというので、
0:09:06	そういう理由の方を、を充実いたしました。
0:09:12	本件については以上でございまして、
0:09:15	続きまして、No.13と14ですけれども、これドイツページですので一緒にご説明をさせていただきたいというふうに思いますが、
0:09:25	まずナンバー13の方は資料ですね、資機材のうちの資料の保管場所がわかるように、
0:09:33	食料と同様に図に記載することと、いうのと、
0:09:37	No.14の方では有毒ガスの防護具の配備場所について、わかるように記載をすることと、
0:09:44	いうことでコメントをいただいております。
0:09:49	図面の方ですけれども、T3条のまとめ資料の本体の方で資料1-1をお願いいたします。
0:10:05	資料1-1の別添1-3-31ページ、というところになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	こちら緊急時対策所の指揮所と、大紀町の資機材関係の保管場所を示した。
0:10:28	図になってございますけれども、まず
0:10:31	上の方が指揮所でございまして資料の保管場所を関係につきましては、
0:10:37	式場の中央部より少し下の場所に指揮スペースという、机がございましてけれども、この机の大下アノラックになってございましてここに資料保管すると。
0:10:51	という方針でございまして、
0:10:53	ここに資料保管スペースということで、文字を追記させていただいてございます。
0:10:59	それと、
0:11:00	有毒ガス数の僕の保管場所につきましては同じ図の右上の方に、
0:11:07	少しピンク色をで、
0:11:09	図示した箇所がございまして、もうここももともと、もともと放射線管理用の資機材の保管スペース、
0:11:19	あとその他の資機材ということで記載してございましたけれども、ここに有毒ガス用の防護具も保管しますので、有毒ガス防護具の保管と。
0:11:29	スペースということで、追記をさせていただきました。
0:11:36	No.1034については、以上でございます。
0:11:41	続きましてコメントを回答リストのほうに戻らせていただきます。
0:11:47	ナンバー15でございます。
0:11:51	待機所の待機エリアの位置付けについてこれは屋内なのか屋外なのかと言ったことも含めて記載をし、説明することということで、
0:12:01	ご指摘をいただいてございました。
0:12:05	こちらにつきましてはチェン징グエリアの説明をした所がございましてその中の、
0:12:11	チェン징グエリアのスペースについてということに記載した箇所がございましてそこに
0:12:19	わかるように、追記をさせていただきました。
0:12:22	指揮所及び待機所のチェン징グエリアのほか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:25	要員が現場作業から戻ってきた際にチェンジングが混雑しており、屋外で待機することがないように、
0:12:31	鉄筋コンクリート造の支局長や、及び、田井局長がヤギに体系を設置するというので、記載を追記してございます。
0:12:45	続きましてナンバー16になります。
0:12:48	チェンジングエリアが、空調の加圧バウンダリに含まれていないことについて図面に反映することということで、
0:12:56	ご指摘をいただいてございました。
0:12:59	これにつきましてはわかるように図の方変更してございまして、ちょっと対象箇所が複数ございますけれども、
0:13:08	比較表の方ですね、
0:13:16	三行上の比較表の別添1の56ページをお願いいたします。
0:13:34	こちらにつきましては空調設備の系統の概要図を記載記載した箇所でございますけれども、
0:13:43	図面の左上の方に緑色の字になりますけれども、チェンジングエリアの図示をいたしまして、壁等も記載をして、
0:13:55	この範囲が河津伴加圧バウンダリの外であるということを図面の方に反映させていただきました。このほかにも、空調設備関係の図面については、
0:14:08	必要な箇所について、反映をさせていただいてございます。
0:14:17	34条のコメント回答リストの方は以上でございまして続きまして
0:14:24	記載の適正化を行った箇所から何点か
0:14:29	特にご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:14:35	まず、比較表の方の、
0:14:41	取りまとめた資料を、の1ページ目をお願いいたします。
0:14:55	取りまとめた資料の1ページの冒頭にございます1-1の設計方針運用体制等を変更し、修正を行った箇所をといるところの
0:15:06	dポツの二つ目のポツでございます黄色塗りをしている箇所でございますけれども、
0:15:12	これは
0:15:13	緊急時対策上の空気、英字供給装置による加圧判断基準の件でございまして、
0:15:23	もともと加圧判断基準として5mmグレイパーアワーということで、当社設定してございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:32	これは
0:15:34	最も線量が高くなるという評価をしておったモニタリングポスト7 というのがございますけれども、
0:15:41	その線量率を基に、
0:15:44	3.5 ミリシーベルトパーアワーというのを上回る基準として、5m mグリッパーということを設定してございましたけれども、
0:15:52	防潮店のレイアウトの変更をですとか、の要因によって
0:15:57	可搬型のモニタリングポストの設置位置を変更をいたしまして、 その関係で最も線量率を高く、広いという。
0:16:08	モニタリングポストが変更となりまして、これが線量率が7mmグ レイパーアワーということで、もともと設定しておった5mmは5 ミリグレイパーアワーと、
0:16:20	いう数字を上回るようなことになりましたので、これについては 改めて線量率について
0:16:28	検討をいたしまして、
0:16:32	30 ミリグレイパーアワーと、
0:16:35	ということで、設定をし直してございます。
0:16:42	続きまして、
0:16:45	比較表の方のですね、
0:16:48	別添1の243ページをお願いいたします。
0:17:08	このページにつきましてはD六条への的、緊急時対策所の提供方 針というのを記載した所でございますけれどもそのうち
0:17:18	(8)番、これはツジとしておった箇所なんですけれども、地すべ りについてはツジとさせていただいておりましたけれどもデビュ ー六条の方で、
0:17:30	の審査実績の反映ということで、緊対所の方も記載を追加してご ざいます。
0:17:37	こちらの記載につきましては、
0:17:39	地すべり関係は6条の方で島根2号炉さんと比較を当社してござ いますので、30条の方につきましても、
0:17:50	大飯34号炉の欄のところに、嶋根井。
0:17:54	の2号炉の30条の、
0:17:56	当該記載の部分を参照するように、
0:18:00	掲載をいたしまして、島根汰さんと比較するような形で、資料を 修正してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	こちらにつきまして当社の急傾斜地というのも考慮する方針でございますので、その点については島根にモールさんとは、相違というふうになってございますけれども、
0:18:23	緊急時対策所については、反映範囲に入っていないということで、確認をしております。
0:18:32	続きまして、
0:18:34	比較表の
0:18:38	別添 1 の 260 ページをお願いいたします。
0:18:54	冒頭、高橋の方からも少しご紹介させていただきましたが 3 月 30 日の審査会合の時にお話のございましたアノ期当社の緊急時対応センターの件について、
0:19:07	5.12 という資料を新たに追加しております。
0:19:14	緊急時対応センターの今後の予定ということでこちらの方に記載しておりますけれども、
0:19:19	まず、
0:19:22	現在、申請して、審査いただいているこの緊急時対策所のほかに、
0:19:26	敷地内に緊急時対応センターを設けるということと、
0:19:31	対応センターの中に、123564 の緊急時対策所を設置すると。
0:19:37	それで 123 号炉、すべての号炉で使用するというのを記載しております。
0:19:43	また設置時期につきましては 12 号炉の運転再開までには設置をし、運用開始するということで
0:19:52	収容人数ですとか建屋の規模の細かい仕様につきましては、今後
0:19:58	1 号と 2 号の設置許可変更申請の審査に、の場でお示ししていきたいというふうに考えてございます。
0:20:10	それともう 1 件通信連絡設備関係で
0:20:16	適正化を行った箇所ございございましてちょっと説明者をかわらせていただきます。
0:20:28	北海道電力の笹木でございます。続きまして SPDS 関連の修正について 1 点ご説明させていただきます。
0:20:36	34 条比較表のですね、下、34 の別添 1 の 229 ページをご覧ください。
0:20:51	こちらはですね 3 月 23 日に実施していただいた 35 条通信連絡設備のヒアリングジンノご指摘を踏まえて修正したものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	35条のヒアリング時には安全パラメータ表示システム、括弧SPDSのうち、データ伝送設備、各発電所内といったこの装飾した表現について、
0:21:12	整合性の観点から、記載表現を改めて検討することといったご趣旨の指摘をいただきました。
0:21:19	まず35条ではこの安全パラメータ表示システム、括弧SPDSの内といったこの装飾した言葉を削除したんに、データ伝送設備の各発電所内でしたりとか、
0:21:32	データ伝送設備各発電所外といった表現に見直すこととしつつ、
0:21:36	34条側です、35条で用いているこの故障を、
0:21:42	どのような位置関係なのかというのと、包含関係について3条で整理することとしました。
0:21:49	で、34条別添1の229ページの下部図5.4-2にですね、
0:21:58	こちらもともと記載していた図面になりますがこちらの記載レイアウトを見直すことで、35条での故障表現、これをどういうふうに包含しているのかっていうのを、わかりやすく図示するようにしております。
0:22:10	なお、35条では、こちらの4月13日オノ会合資料に本件の反映、実施しております。
0:22:18	以上になります。
0:22:32	以上で34条の方についてはご説明は以上でございまして続けて60以上の方もあわせてご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:22:46	資料2-8、61条のヒアリングコメント回答リストをお願いいたします。
0:23:01	ちょっと順番前後しますがけれどもまず被ばく関係につきまして、当社の方からご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:23:09	北海道電力鍋田でございます。それでは資料2-8に基づきましてご説明いたします。コメントナンバー4番になりますけれども、こちらF分布検定を行うための統計値について1997年の検定するのであればそれを考慮して、
0:23:24	適切な統計年を選定することをコメントいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:29	ちょっと古い指摘になっていたんですけども他条文でも、この資料に関しまして同じ資料が他条文でも入っていて、これについてのコメントありましたので、
0:23:39	それらの、
0:23:40	検討の上こちらを、緊対所の資料の方にも反映してございます。回答概要の方ですねすいません。他条文での状況を踏まえ、同様の内容を反映するというふうに語尾がなっておりますがこちら反映したということで、
0:23:54	申し訳ございません修正させていただきます。
0:23:57	ページ飛びまして5分の5ページをお願いいたします。
0:24:03	5分の5ページに他の指摘3点ございますけれどもこのうち一番下、こちらが被ばく関係になっていきますので先にご説明させていただきます。これとNo.25番になります。
0:24:14	表5.4-4、緊急時対策所における地表面沈着率とか乾性沈着率等の日、
0:24:20	は、中央制御室の被ばくに係る同意投票と評価内容が異なっていると考えられることから、確認の上いずれかに統一することを検討の上説明することと、コメントをいただいております。
0:24:31	こちら回答概要になりますけれども、本評価といたしましては評価の内容自体にはですね差異はなかったんですけども、条文間で表現が異なっていたというところを確認いたしましたので、
0:24:43	表現としてより適切な、61条側の記載、こちらを生かしましてMCR中央制御室側の資料の方を修正のほうを出してございます。
0:24:52	中央制御室の方につきましては3月15日のコメントの時に、提出した資料の方ですでに反映済みという状況でございます。
0:25:02	あと、
0:25:03	また説明者変わってご説明させていただきます。
0:25:10	はい、北海道電力のトダテでございます。
0:25:13	続きまして
0:25:14	コメント回答リストの5分の5ページのナンバー23になります。
0:25:21	VISA前期の燃料調査からの燃料供給保有量について2月28日の審査会合を、でのコメントを踏まえて、検討を行うのであれば、その結果を踏まえて、記載を適正化することということで、
0:25:36	ご指摘をちょうだいしてございました。
0:25:38	こちらの件につきましては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:41	他の条文で、すでに
0:25:44	ご説明、一部ありましたが燃料タンクSAというものの、タンクを練るタンクを新たに発電所の敷地内に追加設置することといたしまして
0:25:55	緊急時対策所の条文としては緊急時対策所の発電機への燃料につきましても、このタンクに見込むという方針にしておりますので、
0:26:06	関連する記載として燃料タンクの仕様ですとか設置場所といった情報について、資料の方に反映をさせていただいております。
0:26:22	続きましてナンバー24になります。
0:26:26	コメントといたしまして緊急時対策所の遮へいにつきまして建物が分かれているものに対して、1括りの記載でよいか、先行電力の状況も踏まえて、必要に応じて記載を適正化することと、
0:26:40	ということで、コメントをいただきました。
0:26:43	こちらにつきましては、先行電力さんこれは
0:26:47	柏崎さんになりますけれども、記載内容を踏まえまして、当社もともと緊急時対策所遮へいと、単に記載していた箇所につきましては
0:26:57	意識相遮へいと対象遮へいに分けて記載をするということで、
0:27:04	その法人で、資料の方を修正させていただいております。
0:27:10	61条の公明党回答につきましては、以上でございます。
0:27:16	続きまして最後に、技術的能力の1.18でございますけれども、こちらは
0:27:23	前回ヒアリングのコメントをにつきましてはない、ないという状況でございますので、コメント回答リストの方は割愛をさせていただきますけれども、
0:27:33	記載の適正化を行った箇所のうち、数点、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。
0:27:55	はい。
0:27:56	技術的能力1.8への比較資料2-4でございますけれども、
0:28:01	このうちへの
0:28:04	1.18-8ページをお願いいたします。
0:28:13	他の条文からの、はい。審査実績の反映ということで62条の通信連絡設備の方になりますけれども、そちらの方で新たにSA設備

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	として登録した無線連絡設備固定型というものが緊急時対策所にも関連しますので、
0:28:29	設備について反映をさしていただいております。
0:28:35	それと、
0:28:36	1.18-10 ページ目をお願いいたします。
0:28:43	こちらにつきまして先ほどご説明、61条の方でご説明しました燃料タンクSAにつきましてこちらのページに反映をしております。
0:28:56	それと1.18の42ページをお願いいたします。
0:29:11	こちらのページの
0:29:13	ページの下の方に操作の成立性ということで、対応要員の人数について今2名というふうに記載しておりますもともとこちらの1名というふうに、
0:29:23	してございましたけれども屋外作業については二名で対応するという技術的能力の方針を、
0:29:29	反映いたしまして、緊急時対策所の方の、こちらの手順につきましても、2名ということで、要員数を変更しております。唯一変更になりましたけれども、所要時間等につきましては、変更がございません。
0:29:46	技術的能力につきましては以上でございます。北海道電力からのご説明は以上です。
0:29:53	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。まず34条の方からですが、
0:30:02	コメントリストの3分の3ページのところで、
0:30:11	まずうNo.13のところで
0:30:16	資料の保管場所について、使用保管スペースっていうふうにあるんですけど、多分資料、資料保管スペース、
0:30:25	の間違いだと思っておりますので、多分これは、
0:30:29	コメントリストだけが間違えているものだと思いますので、ちょっと修正の方お願いします。
0:30:36	北海道電力のトダテでございます。大変申し訳ございませんでした。コメントリストの誤記でございましたので、修正をいたします。
0:30:44	あとですね同じナンバー13のところで、資料反映箇所としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:52	本体の方でいうと、別添1-3-31の方書いていただいてて、確かにここには反映されてます。
0:31:02	同じような図が、資料の中でたくさん出てくるんですけど、
0:31:07	他の図のところには、この資料保管スペースの記載が、
0:31:12	反映されてなかったんですけど、
0:31:15	図の目的に応じて、表キーが必要なものと必要でないものがあると思うので、その書き分けだと思うんですけど。
0:31:23	例えば、
0:31:25	別添1、
0:31:27	-5-50 ページとか、
0:31:31	ですね。
0:31:45	ここにはですね資料保管スペースの表記がない状態なんですけど、他の資機材については、表記されてるものもあるので、
0:31:55	何かその表記をどうするのかっていうところですねもう1回ちょっと、
0:31:59	資料全体で統一を図って、記載の保守、検討していただいてもよろしいでしょうか。
0:32:06	北海道電力のトダテでございます。
0:32:10	ただいまの件につきましては冒頭、おっしゃっていただいたように
0:32:15	資料の目的に応じて記載していたりしていなかったりというふうに使って分けておったところでございますけれども改めて全体の図面について、
0:32:25	必要不要というのは整理をさせていただいて、必要により修正をさせていただきたいというふうに思います。以上です。
0:32:37	規制庁大塚です。お願いします。ちょっとコメントリストで、例えばNo.16のところなんですけど、
0:32:44	先ほど具体例の、
0:32:46	説明がありましたけど、資料反映箇所がちょっと資料全体というふうになってて、
0:32:51	該当箇所を見つけるのが大変だったので、
0:32:55	例示でもいいので、具体的にどういうふうに直したかっていう、
0:32:59	反映箇所ですね、記載するようにしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:04	北海道電力のトダテでございます。大変申し訳ございませんでした。市全体にわたりますのでこのような書き方をさせていただきましたがこれ、具体的なページ数について
0:33:14	適切に記載をするようにいたします申し訳ございません。
0:33:19	はい。規制庁大塚です。私からはとりあえずは以上ですが、34条についてほかにコメントありますでしょうか。
0:33:29	規制庁深山です。えっとですね。
0:33:32	取りまとめた資料の1ページでいいですちょっと
0:33:36	今回唐突にこの話があったんでこれをよく説明してもらいたいなと思われるのはいまいちちょっと説明してください。
0:33:43	されなかったなのでこの
0:33:45	モニタリングポストの位置の変更の時に、この手の話ってのは出てなかったはずなんですよね。
0:33:51	この手の話っていうのは、このモニタリングポストを海側から防潮底の中に入れることに対しては、前回の会合で説明されてるんだけど、それによって、ここの手順が変更になるってのは今日初めてだったので、
0:34:04	そこの部分はなぜかっていうのは資料か何かでちょっと説明しております。
0:34:12	北海道電力の芳野でございます。
0:34:15	衛藤。資料の方ですね、資料の1-1アノ、34条のまとめ資料本体、
0:34:24	の方の資料1-1の方でちょっと説明をさせていただきたいと思います。下ページの方ですね、34条の別添1の、
0:34:35	2の47ページ、2-47ページの方とご覧いただきたいと思います。
0:34:46	この2-47ページにですね、図の2.4-18ということで、巻型モニタリングポストの設置位置を示した図がございます。
0:34:57	上の方には、3号機ですね原子炉格納容器から菅形モニタリングポストまでの各距離を示してるという
0:35:08	表が記載されておりますけれども、今回、60条ですね、監視測定設備の方で、間形モニタリング設備の設置位置を防潮底の外側から内側に設置すると。
0:35:21	いう見直しを四つの考え方もムタも、モニタリングポストを実施しておりまして、それが上の表の⑧⑨⑩⑪の四つになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:32	図の方見ていただきますと、⑧というのが、可搬型モニタリングポスト7の代替の間形モニタリングポスト1と、
0:35:42	になっておりまして、⑨⑩⑪というのが、海側に設置する間形モニタリングポスト海側No. 1No. 2 稲場さんということになります。
0:35:54	もともとモニタリングポスト、7番の代替の可搬型モニタリングポストの設置位置はですね、あの防潮底の外側でしたので
0:36:04	黒丸で記載されておりますモニタリングポスト等同じ位置に設置する予定としておりました。
0:36:12	海側のモニタリングポストについても防潮底の外側だったんですけども、その時点ではですね、3号機の格納容器から一番近い間形モニタリングポストというのが、
0:36:25	モニタリングポスト7番の1の大体の考えたモニタリングポストでございました。
0:36:32	で、今回この⑧から⑪のですね、モリタ間型モニタリングポストを、
0:36:40	ハウジョウての内側に設置位置を変更したことによってですね、3号の原子炉格納容器に一番近い、考えたモニタリングポストが9番の。
0:36:51	海側ナンバー3のですね間型モニタリングポストに変更となりました。
0:36:56	もともとモニタリングポスト7-1での考えたモニタリングポストのですね、直接線スカイシャイン線による線量率が、3.5mmグレイパーアワーという評価値で、
0:37:10	ありましたので、それよりも高い、加圧判断基準値ということで5mmグレイパーアワーというのを設定しておったんですけども、今回ナンバー9の間形。
0:37:22	モニタリングポストの位置でですね、再評価いたしますと、線量率が7mmグレイパー約7mmグレイパーということで、当初のですね間加圧判断基準の5mmグレイパーを、
0:37:35	超えてしまうと、というような状況になってしまいましたので、
0:37:40	今回、この7、評価値7mmグレイパーアワーに対してそれよりも大きな値ということで、30mmグレイパーアワーという判断基準値に変更をさせていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:53	この30mmクレーパーという判断基準値なんですけれども、先行の電力のですね、火山、火山基準値の方も、
0:38:03	参考にちょっとさせていただいてございまして、直近の審査を実施した実績のある、島根、それから女川、
0:38:13	この2社が同じ30ミリグレイパーアワーという、加圧判断基準値を設定しているという状況でございます。あとPWRにおきましても高浜の一、二号炉、それから、
0:38:28	仙台の12号炉も、同じ30単位が違いますけれども30ミリグレイパーアワー30ミリシーベルトパーアワーということで、同じ基準値を設定しているというところで最も
0:38:44	この30ミリグレイパーアワーという値で設定しているプラントが多いということも踏まえまして、今回、泊の方もこの数値に変更させていただいたという次第でございます。
0:38:56	説明は以上でございます。
0:39:01	規制庁深山です。
0:39:03	まず、
0:39:05	モニタリングポスの位置が変わったのは理解していますそれで、距離が一番短くなったのがこのナンバー3になったっていうのも理解していますで、
0:39:14	確認したいのはもともとモニタリングポスト7-1が、
0:39:19	3.5mSvをもとに、5mGy、
0:39:23	パワーにしてましたと。
0:39:26	その考え方をうけると。
0:39:30	3ナンバー3に、ナンバー9か、ナンバー9になったときに、
0:39:37	7分、
0:39:40	7ミリグレイちょうど、
0:39:42	だと、いや要は、
0:39:45	もともとの考え方であれば、
0:39:48	何ミリぐらいになるんですか。いきなり30になってるからちょっとよくわかんなくなっちゃってんだけど、
0:39:54	北海道電力の芳野でございます。⑨の1出野間型モニタリングポストの指示値を評価いたしますと、名波約7mmグレイパーアワーという線量率になります。
0:40:07	ですので、直接カー、直接線スカイシャイン線による線量率がまなびグレイパーアワーでして、プルームが放出されると、それよ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	りも大きい線量率約 100mG y %100 ミリシーベルトパーぐらいまで、
0:40:23	構内の線量率が上がるという評価値になりますけれども、それよりも低い値でかつ判断基準を設定するという考え方のもと、今回30mmグレイパーアワーという、
0:40:36	値で加算基準を設定したというものになってございます。
0:40:42	私は、私聞いているのはもともとの考え方はどう整理されて、
0:40:46	この3.5mS vと5ミリグレイっていう関係があって、
0:40:51	今回、モニタリンポストが、
0:40:55	場所別のモニタリンポスト基準にするんだけど、もともとの考え方から、
0:41:00	変えてるんですか、変えてないんですけど、どっちなんですかって。
0:41:04	北海道電力の吉野でございます。考え方としては変えてございません最も3号機の原子炉格納容器に近いのか、屋外のモニタリング設備で、
0:41:15	かつ判断基準を設定するという考え方は
0:41:29	北海道に電力の吉井でございます申し訳ございません。
0:41:34	モニタリングポスト7番の考えたモニタリングポストの位置での
0:41:39	評価した直接線スカイシャイン線による線量率がもともと303.5ミリG y、3.5mS v h rということでございまして、それを
0:41:50	なぜ加算判断基準を5mmグレイパーに設定したかということですがけれども、これは当初はですね、可能な限りません。
0:42:02	評価値に近い値で、切りのいい数字で設定し、しようという考え方から、3.5に対して5mm0%という値を設定したというところでもございました。
0:42:15	ただ今回、評価値、⑨のですね、間形、モニタリングポストの評価値は約7mmグレイパーアワーということでそれを10mmグレイパーアワーというふうに設定する考え方もございましたけれども、
0:42:29	先行電力の直近のですね先行電力さんの方の判断基準の設定値の方も比較してですね、検討させていただいて、
0:42:41	最も多い、かつ判断基準の30ミリぐらいパワー側に、今回弊社の方も合わせさせていただいたという状況でございます。
0:42:54	えっとですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	私はちょっとそこが聞きたかったんですよ。要は、もともと加圧判断基準っていうのは3.5に対して、少し保守的に保守的というか一番切りのいいところで、
0:43:07	3.5のミリシーベル値が違うけど、大体多分一緒ぐらいなのかな。
0:43:14	3.5mSvに対して5ミリぐらいっていうふうにしてましたよと。だから今回も、
0:43:21	モニタリングポストが変わって、その評価値が7mGyであれば、
0:43:25	今までの考え方を踏襲すれば10mGyなりに、
0:43:30	なるんじゃないかなと。
0:43:33	本来はね。それに対して今、先行実績があるから30ミリぐらいにしますっていう、ちょっと、
0:43:40	論点が飛んじゃってるわけですよ。
0:43:42	先行の状況と全部一緒なので、30でいい。いいんですかっていうその経緯が全然わからないので、
0:43:50	そこは、
0:43:53	愛っていうか、他社の判断基準をそのまま持っていけるって判断した根拠って何かあるんでしょうか。
0:44:00	北海道電力の芳野でございます。
0:44:02	プルームが放出されますと、
0:44:07	今までは
0:44:10	格納容器内のですね、外部遮へいに囲まれた方性物質が遮へいされて直接線スカイシャイン線という形で線量率が現れておりましたけれども、プルームが屋外に放出されると。
0:44:21	遮へいがないような状況になりますので、線量率が瞬時に
0:44:26	もう100ミリ具シーベルトパーアワー程度まで上がる形になります。
0:44:31	ですので、
0:44:34	実際にはですね、10mmグレイパーアワーであっても、30ミリグレイパーアワーであってもですね、それと差がなく、線量率を検出できると。
0:44:45	いう考え方のもとですね、
0:44:49	先行電力では、これは瞬時に上がるというのは先行電力も当然同じ考え方でございますので、その中で、かつ判断基準のですね、多いところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:01	にちょっと合わせる形にさせていただこうという考え方のもと、今回、30mmグレイパーアワーという値を設定したというところでございます。
0:45:16	原子炉規制庁宮本ですけど。
0:45:19	それは、方針を変更されたという認識でいいんですか。
0:45:31	赤井土居電力の吉田でございます。基本的に、
0:45:37	評価値よりも高い値で設定をすると、直接線スカイシャイン線の線量率よりも高い値で加算判断基準を設定しかつ、
0:45:48	プルーム放出時の線量率よりも低い値で設定するという考え方は、同じ考え方というふうに考えておりますけれども、
0:45:58	評価値に対してどのぐらい、猶予を持たせるかというところに関しては、若干以前よりもいう猶予を持たせていると。
0:46:09	というような形の考え方を変更しているというところは事実でございますが、基本的な考え方は同様というふうに考えてございます。
0:46:20	あと原子炉規制庁宮元です。考え方が同じとかっていう、その広い話を言ってるつもりは全然ありません。
0:46:28	私が言ってるのは、従来の方針、
0:46:32	に対して、判断基準の数、とらえ方、設置の仕方、
0:46:37	から変更しているんであれば変更しているんですねっていう確認をされていて、変更してるんだったら会合なり何なりでちゃんと明確に説明するべきじゃないですかと。
0:46:48	違うんですかねっていうことを聞いてるんですけど、その、そこを変更しているという認識は、
0:46:54	泊の発電所内発電所、泊の事業者としてはそれ認識してるってことですけど全員が、
0:47:04	北海道電力の高橋です。
0:47:06	今回先ほど来吉野が説明してます通り、ちょっと大きな設計の考え方ってのは変えてないっていうのは、ご認識いただいたと。
0:47:17	思いますで、あとはその余裕の取り方、そういったところは従来からはやはり変わってるっていうところは、認識してますけれども、いわゆる審査会合で説明する。
0:47:30	設計の変更該当するのかっていうところは、社内で
0:47:36	全体で確認できてるかって言われると、そこまではちょっと確認できてないというところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:43	宮ですけど、別にこの数字が悪いとかいいとかっていうつもりは全然ないです。要は、
0:47:52	もともとの考え方があって事業者としての考え方があってそれに沿って、
0:47:58	エース対象のモニタリングポストが変わっても同じような設定をしますっていうなら、あまり大きな話にはならないんだけど、今回みたいに、
0:48:08	いきなり
0:48:10	30にしますっていう話になって、いや、出るときは100なので、30でも10でもいいんですって。
0:48:17	そんなこと言ったら1にしといてくれたらいいじゃないすかって話になっちゃいますよね。そんな論点で行くんだったら、
0:48:23	一気に100に上がるんでこんなの数字どうでもいいんですよと。
0:48:27	さっき言われてんのはそういうことなんですよ。
0:48:30	説明としては、
0:48:32	私言ってるわかります。
0:48:34	一気に100に上がるんで、
0:48:37	この30でも10でもどっちでもいいんですよと、あがればいいんですよ。そこの設計方針変更ありませんって言うてるわけですよ。
0:48:43	そんなのは設計方針じゃないんじゃないすか。
0:48:48	それ、介護で説明できますかそういう。
0:49:08	刀禰でその上で、先行電力の考え方がこういうふうに整理されていて、
0:49:14	それなのでそこでそういう変更電力の考え方と同じような判断基準にしたいっていう整理をし、するのはしなきゃいけないわけですよ。
0:49:23	それを全部のと、途中の経緯を説明しないで、
0:49:27	いきなり先行電力に合わせましたって話になってきてるので、余計それが経緯がよくわからないってことですよ、もともと泊としてこういう整理を持って、
0:49:38	判断基準というのは設定しましたよと。
0:49:41	だから、もともとのモニタリングポスト対象が、距離が変わったのでより近いところのモニタリングポストをもとに判断基準ってのは設定しましたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:51	その上で、先行の審査実績を踏まえて、要はこういうところが同じなので考え方としては同じなので、30にしましたならまだわかりますよ。
0:50:01	そういう説明が全くないですよ。
0:50:04	なので、これってどうなってるんですかっていうことなんですよ。
0:50:08	昆議員本当にこういう参事でやるんだったら、しっかり先行の実績がどういうふうな、
0:50:14	だから、もともと何で泊はじゃあ先行実績の30日てなかったんですか、ですよ。
0:50:24	同じだったら、
0:50:25	そうじゃなくて、この3.5に対して5にしていたわけですよ。それは多分潜航その当時のPWR電力とかと同じような考え方でやっていたわけですよ。
0:50:37	ですよ。
0:50:39	それを急に、BWRはこうだからってゆんなんかよくわからないロジックで今回持ってこられてるわけですよ。
0:50:48	そこはしっかり説明していただかないと、これではよくわかりませんよってことなんですよ。
0:50:52	その上でどうするかってちゃんと決めてください。
0:50:55	いいですか。
0:50:58	北海道電力の吉井でございます。申し訳ございません。新興電力の状況をですね、今後きちっと整理をした上で、改めてご説明をさせていただきたいと。
0:51:10	いうふうに考えてございます。必要によっては今の30ミリグリッパアガワんと適切なのかというところを踏まえて、きちっと
0:51:20	再度確認をした上でご説明をさせていただきたいと思えます。
0:51:50	原子力成長宮尾ですよく事業者の方でそこは調べてください。調べてというか説明を尽くしてくれないと、我々これを我々が確認しに行くということはやめてく探さなきゃいけないと。
0:52:03	いうことはやめてくれって前から言ってるので、そこはしっかりやってもらえますか。大丈夫ですか。
0:52:10	北海道電力の芳野でございます。承知いたしました。しっかりですね先行電力の状況を
0:52:17	確認して再度ご説明をさせていただきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:22	はい。お願いします。それと、
0:52:25	ちょっと一番最後当会合での指摘事項を踏まえて今記載を適正化された。
0:52:32	34. の別添 1 の 260 ページ、
0:52:38	これなんですけど、この記載って適切ですかなんですよ。
0:52:46	設置時期は、1号2号運転再開時までには設置することとして書いてあるけど、
0:52:52	本当ですかなんですよ。
0:52:55	私が言ってることってわかります。1号2の設置変更許可で認可を受けるときには、
0:53:02	それを設置する施設系補償説明しなきゃいけないわけですよ。だから我々は基軸にしてるのは運転再開じゃないわけですよ。
0:53:14	そうだから、私の認識は、
0:53:16	要は、他の条文で言ってる、と、
0:53:21	流量縮小工とかと同じで、
0:53:24	要は、
0:53:26	12号の補正を行うときに、要はあれですよ。ちょっと私ここ詳しいの知らないけど今今回の設置をし緊急時対策所の、
0:53:35	廃止と新しい緊急時対策センターかな。
0:53:39	緊急対応センターの設置っていうのは表裏一体で申請されるという認識でいいんですよ。そういう記載にしといてもらわないと。
0:53:48	我々これ運転再開の基準なんてあんまり我々、規制上特に大きな問題では問題というか、事業者には大きいですけど、我々としては、どう申請されるのかと。
0:53:58	いうところがメインになるので、そうすると、要は、12号の、要は3号設置許可、設置許可を、
0:54:07	取れた後での声、今申請中なんで12号はね。なので12号の補正に合わせて、要は、
0:54:13	今回の緊急時対策所の廃止と、125123号共用の緊急時対応センターの設置っていうのが、補正しますっていうのが、
0:54:23	本来の方形じゃないかなと思うので、この記載というのが少しちょっと再稼働に寄った形の記載になってるので、それを我々として規制上特に必要ありませんのでそこはちょっと申請上の整理をしつけてくださいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:54:38	北海道電力の高橋です。設置時期の記載につきましては、12号キーの再稼働までに設置するっていう記載が、ちょっと適切ではなかったかなと。
0:54:50	宮本さんがおっしゃられた通り、12号の補正において、今、3号で、今後認可され、
0:55:00	今、申請してるこの緊急時対策所から緊対センターに変えて、補正をするというふうに考えてますので、そこがしっかり読めるような形で、
0:55:13	修正したいと思います。
0:55:17	はい。よろしくお願いします。私の方から以上です。
0:55:24	ほか34条で何かコメントあり、ある方いますか。
0:55:29	はい、よろしければじゃあ次、SA側ですね61条。
0:55:34	について何かコメントある方いらっしゃいますか。
0:55:46	規制庁秋本です1点だけなんですけど、61-16ページ比較表の資料2-5で、
0:55:56	これ確認だけなんですけど、燃料タンクSAの
0:56:00	容量って、約50立米って書いていただいているんですけど。
0:56:07	費用キーワなんか単位は立米単位でよかったんですけど。
0:56:20	北海道電力山崎です。
0:56:22	資料の中では5立米単位で統一してます。
0:56:35	規制庁アキモトです
0:56:38	有効性評価だとリットル単位になってたかなあと思うんですけど、それはあれなんですか、設備と有効性の違いとか、そういうことですか。
0:57:19	北海道電力シバタでその有効性他者参考にしてキロリッター表記という部分あるかと思えますんでちょっと持ち帰らせて、整合について確認させていただきます。
0:57:32	規制庁秋本です私はもう全然単純で、女川見てたらリットルだなんて思ってんってのもって有効性評価モリとるらしいな。どうなんで、設備の、ここだけ有名になるのかって言うのが、
0:57:47	何だろう先行実績とかがあるんのか、何て言うんでしょう。その、何か有効性評価リットルで設備ヤギ立米単位でっていう実績があるんだったらまあいいかなとは、
0:58:00	思いつつ、何かその、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:03	そこがちょっとだから、設備の何ですか、容積っていう意図で立米単位なのかもしれないんですけど、
0:58:12	あれ何でしたっけさ、この前なんか60も登場してたと思うんですけど、そこのなんかは関係って、
0:58:21	わかります。臼田電電源のほうがいいですか。
0:58:33	北海道電力本店からヤマモトですけれども発言よろしかったでしょうか。
0:58:40	どうぞ。
0:58:42	はい。北海道電力の山本でございます。57条の電源設備、こちらの方で同じようにですねアキモトさんよりご指摘をいただいております、
0:58:53	タンクの方については立米表記。
0:58:57	タンクローリーの方についてはk l表記、こちらの方についてどのような記載にするのかということ等のご指摘をいただいております。
0:59:07	現在確認を進めているところでございますけれども、保安規定上もですねキロリットルと立米等
0:59:15	各社、それぞれですね単位が異なっているところもございまして現在確認しているところでございます。
0:59:23	当社はですね立米の表記を使っておりまして、こちらは関西3Aのリューベ表記と同じものでございます。
0:59:32	こちらですね多分タンク自体の体積としてS I単位の立米を使っているものと考えてございまして、こちらのタンクの体積、
0:59:44	そして立米で合わせているものと考えてございます。一方タンクローリーの方はですね流体を運ぶという性質を持っておりますので、
0:59:55	こちらの容積、
0:59:57	どういう意味でキロリットルという表記を使っておりまして、こちらの関西さんも当社も同じようにk l表記でまとめ資料の方に記載をしてございます。
1:00:09	現在57条のご指摘いただきました、こちらのコメント回答にもですね、整理するべく、
1:00:17	今、鋭意整理中でございますので、また改めてそちらの方でも説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:25	規制庁秋本ですわかりましたあとは、有効性評価との関係とかも説明していただければ助かりますというところですね。はい。設備は61条私は以上です。
1:00:41	はい。61条に係るコメント他にありませんでしょうか。
1:00:55	技能も含めて、コメントあればお願いします。
1:00:59	規制庁の平本です。
1:01:02	資料の2-1の、
1:01:06	手順の中で、
1:01:11	1-18の添付資料57っていう、
1:01:15	電源のところのですね、
1:01:18	手順の説明なんですけども、
1:01:21	これ作業時間、
1:01:23	そのあとの分もみんな同じなんですけど作業時間の想定時間が書いてあるんですけども、
1:01:30	想定時間ができるかどうかっていうね。
1:01:35	そういう確認っていうのは、
1:01:37	されてるんでしょうかという質問と、
1:01:41	他の条文の手順の説明の中では、
1:01:46	実際にやって、これぐらいかかりましたと、というようなことが書かれてるんですけども、
1:01:52	これは書かれてないようなんですけどもそれはどういうことなんでしょうか。
1:02:02	北海道電力のトダテでございますただいまご指摘いただきました電源に関わる作業時間、につきましては
1:02:11	実際に操作を行いまして時間の方についても条文、ここで記載してございます。15分以内に達成できるということは確認してございます。それで記載の方につきましては申し訳ございません
1:02:26	実際の時間について記載が不足してございましたので、修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:02:37	規制庁平本です。このような手順で、その推定時間が書かれてるところについて、実際の実績キー
1:02:48	の時間を書くというのは、他の条文も含めて、
1:02:56	統一されるということなんでしょうか。
1:03:08	北海道電力のトダテでございます。
1:03:11	全体的に技術的能力としまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:15	記載をするということで整理するように検討させて頂きたいと思 います。
1:03:25	平本です。了解しました。
1:03:29	私からは以上です。
1:03:33	他 61 条とあと、技能も含めて、ほかにコメントある方いますか。
1:03:43	規制庁秋本ですさっきの
1:03:47	も 2 歩の数判断基準の元でちょっと確認なんですけど、
1:03:56	私もこのいきなり 30 てんなんだろうなというところで根拠を聞き たいなあととは思ってはいたんですけど、整理していただくという ことだったんで、
1:04:06	いいんですが、
1:04:08	単純に取りまとめた資料一井見てて、
1:04:13	これも 2 本のなのは、ミリシーベルトこれ単位の話なんですけど、
1:04:19	グレーになってるじゃないですかこれは何かあれなんすか。
1:04:24	グレーでいいんです可搬型も N I P P O は、グレー表示だとかそ ういうことなんですか。
1:04:32	北海道電力の芳野でございます。加賀田モニタリングポスト N o アノ 7 の単位につきましては G y 単位となっております。
1:04:42	で、この取りまとめた資料のですねき 8 の中の 2 行目のところで ですね約 3.5 っていう数字に対してミリシーベルト、
1:04:53	の単位を使っておるかと思うんですけども、こちらは評価した 際ですね、線量側の実効性、線量率ということでミリシーベル 等ございました。
1:05:04	今回再評価する時にはですねグレーで評価したというところがご ざいまして 7、
1:05:10	の数字のところについて m G y パワーという数字をちょっと 使わせていただいております。加圧判断の単位といたしまして は、考えたモニタリングポスト、
1:05:22	の 7 g の単位でありますグレーの単位を使っていると、というような 状況でございます。
1:05:30	規制庁秋本です。ちょっと何となくわかったつもりではいるんで すけどその上の話との関係で、
1:05:39	あれでしたっけ具体的にあの、すいません比較表でいうと何ペー ジだったんでしたっけ。
1:05:53	規制庁アキモトで 1.18-24 ページでよかったですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:02	24 ページを。
1:06:04	見るって感じでいいですか。
1:06:21	北海道電力の吉尾でございます。この、1.18-24 ページの c ポツ (エ) の手順のところの、今木発注している 30 ミリぐらいパワー
1:06:33	異常と、この辺りがその数値に該当いたします。
1:06:38	規制庁アキモトでそれで、その下の緊急時対策所可搬型エリアモ
1:06:45	ニターの指示値は、
1:06:48	ミイシイ米等なんですね。
1:06:53	北海道電力の吉野でございます。こちら
1:06:59	機器のですね測定キーの仕様の違いでございます、
1:07:26	吸収線量を測定するのか、周辺線量率を測定するのかという機
1:07:31	器、測定器の仕様の違いで単位が異なっているという状況でござ
1:07:37	います。
1:07:39	規制庁秋本です。単位はわかりましたが、
1:07:43	基本んだから。そうなの。わかりました。それで、
1:07:48	とりあえず今回
1:07:57	場所が近くなったからっていうところは、
1:08:05	その通りなのかなと思いつつ、
1:08:06	他のも 2 歩、もう地震とか津波ミイとかあった時って近くなるじ
1:08:09	ゃないですか。
1:08:19	それでもここがチャンピオンっていうことでいいんですか。
1:08:28	北海道電力の。
1:08:43	芳野でございます。
1:08:45	まずこの加圧判断基準を設定するにあたっての考え方といたしま
	して、原災法の十条事象発生時においてですね、
	設置している、屋外のモニタリング設備の設置位置という考え方
	で、がございますその位置で、もう、
	この 3 号機の原子炉格納容器に近い場所ということで考えてござ
	います。そうした場合に、海側の間形モニタリングポストにつき
	ましては 10 事象発生時に速やかに設置しに行く場所であると。
	いうところですね。
	で、その他モリ、もともと設置されてます恒設のモニタリングポ
	ストにつきましては、機能喪失してなければその場所にと考え
	たモニタリングポストの値をそのまま使用いたしますし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:59	あそこが機能喪失してれば基本的にはまずはその場所に考えたモニタリングポストを設置しに行くというのが前提でございますので、それらの位置で、3号炉の原子炉格納容器一番近い、
1:09:14	モニタリングポストの値を使ってかつ判断基準を設定しているという考え方でございます。
1:09:23	規制庁秋本です。何か今のって、
1:09:27	大丈夫かなって思ったんですけど何て言うんすか。だってでも地震津波ん時は、
1:09:34	近くにアクセスルート上に置くんですよね。
1:09:38	それと何か、何て言うんすか。
1:09:41	何か、もともとのDBの位置で頑張りますっていうのは、ちょっと意味がよくわからなくて、
1:09:48	原災法十条とか言うんだったら、いや、なおさら何ですか、可搬海側のも2歩もじゃ考えないんですっていうのも、
1:09:56	あるかもしれないって今ちょっと思ったんですけど、そうではないってことなんすか海側の、
1:10:01	もう2報は見るんですか。
1:10:04	ちょっとそこがよくわからんけど海側のポリモリ歩見るんだったら、じゃあ地震津波で壊れたときの近くになったときでも、チャンピオンだって言わなくていいんですか。
1:10:15	北海道電力の芳野でございます。海側のモニタリングポストと、緊急時対策所付近に設置するですね、考えたモニタリングポストにつきましては、もともとその場所に恒設のモニタリング設備はありませんので、
1:10:29	重要事象発生時に必ず設置をしに行く。
1:10:33	考えたモニタリングポストとなります。
1:10:36	で、それ以外の考えたモニタリングポストにつきましては恒設のモニタリングポストが機能喪失した場合に、設置に行くと。
1:10:46	いう形になります。そのちょっと取り扱いの違いがございますので、必ず設置しに行く、考えたモニタリングポスト、それから、基本的には恒設のモニタリングポストの位置、
1:10:59	これらの中で3号炉の原子炉格納容器に近い。
1:11:05	モニタリングポストの値を使ってかつ判断基準を設定しているという状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:11	規制庁秋元です。距離的に、多分上側の山側の方とかは、ちょっとそうなので、別にあんまり、
1:11:21	がぎりぎりやんなくてもいいかなとは思いつつ、
1:11:25	他さあ、
1:11:27	でも地震津波ジワーオク場所変わるんか、壊れていればってことなのかもしれないですけど、
1:11:35	受けなかったアクセスできなかつたら、近くに置くんだから、
1:11:40	それを踏まえての判断基準。
1:11:44	がもう1個あってもいいのかな。
1:11:46	で、
1:11:47	思ったんですけどそうはならないんですか。
1:11:52	いや、交換されるっていうのもあります。
1:13:05	北海道電力の吉野でございます。地震津波で恒設のモニタリングポストが機能喪失してかつ、その場所に考えてモニタリングポストを設置していけないと。
1:13:17	ということで清ルート上にですね、考えたモニタリングポストを設置した場合に距離が3号CVに近くなるんじゃないかということに対しての、
1:13:28	もう考慮したかつ判断基準の設定が必要なんではないかというご指摘だと思いますので、再度ちょっと整理をしてですね、ご説明させていただきたいと思います。
1:13:39	規制庁脇本です必ず必要だとは思ってはいないんですけど、必要になる可能性があるのかどうかをちょっと考え、検討しておいてもらいたいっていうところですね、必ず必要だと。
1:13:53	思っんの持ってないっていうかなんですよ、先行でそこまで話してないんで、
1:13:59	必要かどうかもちょうとよくわからないんで、
1:14:03	ただ、今回、泊は動かすと変わるんですっていうから、じゃあ他はってなると思うんで、そこはロジックを固めておいていただければと思います。
1:14:16	北海道電力の芳野でございます。承知いたしました整理をさせていただきます。
1:14:29	原子炉規制庁宮尾ですけど、えーっとですね。
1:14:33	ちょっと今日の中で、すいませんちょっと戻ってさ、まず、
1:14:38	SADBどっちでもいえると思うんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:41	空調や、
1:14:44	の取り扱いが、
1:14:46	添付にしか出てこないですか。いや、設備登録はしない、しないので、建屋もの自体はどういう扱いになるのかなと思っていて、空調機とかは多分それ製設備なんだけど、
1:14:57	建物ってどっかで整理するんですか。要は、
1:15:03	重要重要重要度高こと。
1:15:08	ちょっとわかんないけど
1:15:10	要は、
1:15:12	建物の建物上屋自体が、別添にしか出てこないの、
1:15:20	徒歩テンパチなりで、設備としてどこかで登録されてれば特にいいと思うんだけど、
1:15:27	その部分っていうのは、
1:15:29	どう整理されてます。
1:15:37	北海道電力の薄井です。空調上屋についてだったんですけども、SA設備としてエントリーすることになるかなというふうな認識でございます。
1:15:48	ただ、友野としては
1:15:52	あくまで空調設備を防護する外殻。
1:15:58	というものになるかなというふうな認識で考えておりますので、例えば、
1:16:05	四条たイシイ等で当該設備が、
1:16:12	空調上屋の空調、空調設備の配管が、Sクラス2配管になるんですけども、これが間接支持構造物としてエントリーされることにはなろうかなというふうな認識は持っております。
1:16:24	なので
1:16:28	そうですね設備としてエントリーをした方がいいかについてはちょっと検討させていただきたいなと思います。
1:16:37	規制庁美馬ですわかりました設備としてエントリーしろって言うつもりはないんですけど。要はさっき言った
1:16:44	耐震側のノミネートから漏れたりしちゃうと、先ほど言ったように支持構造物としての基期待もしてるはずなので、それが抜けないようにしていただきたいとそういうことですんでよろしく願います。
1:17:00	北海道電力薄井ですかしこまりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:03	規制庁ツカベそこはコメントよろしいでしょう。
1:17:12	規制庁ミヤマサノちょっと
1:17:16	他の条文手順とかでも、もし言っているんであれば特に問題ないかもしれないですけど、
1:17:22	これ泊の場合、事務局員とか放管員っていう表現を使っていると、センコーだと災害対策要員だったり、SA要員とかってなってるんだけど、
1:17:32	そこの整理っていうのは、ついてるっていう認識でいいんですよ。
1:17:39	北海道電力のトダテでございますただいまお話ありました事務局員ですとか放管員っていう名称呼称につきましては技術的能力、
1:17:49	前例含めて整理をする、されているものでございます。
1:17:55	規制庁ミヤグスわかりましたはい、私は以上です。
1:20:55	はい。規制庁大塚です他よろしいでしょうか。はい。
1:21:00	はい。それではこちら側の確認は以上になりますが事業者側から追加の説明や確認すべきことはありますでしょうか。
1:22:05	はい。北海道電力からは特にございません。規制庁大塚です。承知しました。それではこれでヒアリングの方を終了したいと思います。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。